償還給付について

令和2年2月7日 ケアマネジメント質の向上研修会

1.償還給付の対応変更点について

	給付制限での	暫定プラン使用時の	居宅届(※1)の
	支払い方法の変更	届出忘れ	届出忘れ
変更前	対応可	対応可	対応可
(~3/31)			
変更後	対応可	対応不可(※2)	対応不可(※2)
(4/1~)			

※1 居宅サービス計画作成依頼届出書の略 ※2 やむを得ない事案などは別途ご相談ください

2.変更後の注意点

・原則的には、給付制限を除く償還払いの取り扱いもありません。そのため、<u>サービス利用が給付対象に出来ない(全額自己負担となる)場合が生じないよう、各届出等は期日内にお願いいたします。</u>

- 3.支払方法変更による償還給付請求時の必要な対応
 - ①利用者への対応
 - ・10割負担となることの説明
 - ・申請により償還払いとなることの説明
 - ・居宅介護サービス計画費の徴収→指定居宅介護支援提供証明書・領収書の発行
 - ②サービス事業所への対応
 - ・支払方法変更(償還払い化)該当者(10割負担)であることの連絡
 - ・サービス提供証明書・領収書の発行依頼
 - ・国保連合会への請求は行わないことの連絡
 - ③保険者への対応
 - ・償還給付の請求について、保険者担当者に相談(請求方法などもお問い合わせください)
- 4.居宅サービス計画作成依頼届出書の届出ルールについて
 - ・原則は居宅サービス計画作成依頼日からすみやかに届出ること。 遅くとも当月内には届出を行い給付管理を適切に行ってください。 やむを得ない場合に限り、提出日より30日前まで遡れます。